

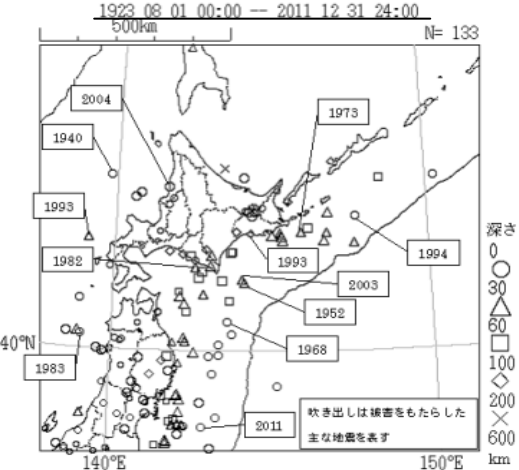
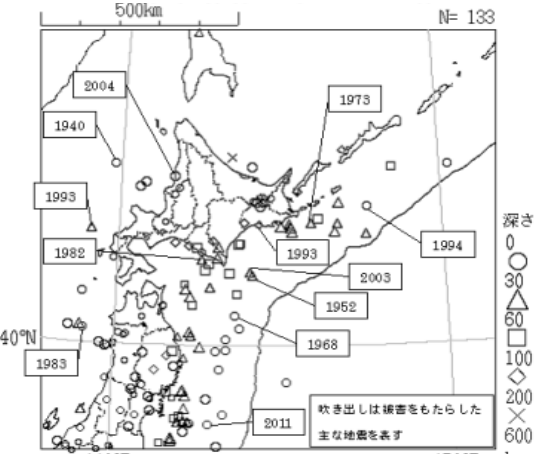
# 新旧対照表

現 行	修正案
<p data-bbox="436 391 817 518">紋別市地域防災計画 地震・津波災害対策編</p>	<p data-bbox="1467 391 1848 598">紋別市地域防災計画 地震・津波災害対策編 (修正案)</p>

# 第1編 総則

現 行	修正案	説 明
<p><b>第1章 計画の方針</b></p> <p>1. 計画の目的 (略)</p> <p>2. 計画の性格 (略)</p> <p>3. 計画推進に当たっての基本となる事項 (略)</p> <p>4. 計画の基本方針 (略)</p> <p><b>第2章 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱</b></p> <p>1. 実施責任 (略)</p> <p>2. 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3. 市民及び民間事業者の基本的責務等 (略)</p> <p>(1) 市民の責務 (略)</p> <p>(2) 事業者の責務</p> <p>災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、市、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。</p> <p>このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。</p>	<p><b>第1章 計画の方針</b></p> <p>1. 計画の目的 (略)</p> <p>2. 計画の性格 (略)</p> <p>3. 計画推進に当たっての基本となる事項 (略)</p> <p>4. 計画の基本方針 (略)</p> <p><b>第2章 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱</b></p> <p>1. 実施責任 (略)</p> <p>2. 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3. 市民及び民間事業者の基本的責務等 (略)</p> <p>(1) 市民の責務 (略)</p> <p>(2) 事業者の責務</p> <p>災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、市、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。</p> <p>このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p><u>また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p>① 平常時の備え</p> <p>ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用</p> <p>イ 防災体制の整備及び事業所の耐震化・耐浪化の促進</p> <p>ウ 事業所の耐震化・耐浪化の促進</p> <p>エ 予想被害からの復旧計画策定</p> <p>オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施</p> <p>カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応</p> <p>キ 取引先とのサプライチェーンの確保</p> <p>② 災害時の対策</p> <p>ア 事業所の被災状況の把握</p> <p>イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供</p> <p>ウ 施設利用者の避難誘導</p> <p>エ 従業員及び施設利用者の救助</p> <p>オ 初期消火活動等の応急対策</p> <p>カ 事業の継続又は早期再開・復旧</p> <p>キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献</p> <p>③ 市民運動の展開</p> <p>災害に関する知識と各自の防災対策を習熟し、その実践を促進する市民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、市民個人や家</p>	<p>① 平常時の備え</p> <p>ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用</p> <p>イ 防災体制の整備及び事業所の耐震化・耐浪化の促進</p> <p>ウ 事業所の耐震化・耐浪化の促進</p> <p>エ 予想被害からの復旧計画策定</p> <p>オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施</p> <p>カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応</p> <p>キ 取引先とのサプライチェーンの確保</p> <p>② 災害時の対策</p> <p>ア 事業所の被災状況の把握</p> <p>イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供</p> <p>ウ 施設利用者の避難誘導</p> <p>エ 従業員及び施設利用者の救助</p> <p>オ 初期消火活動等の応急対策</p> <p>カ 事業の継続又は早期再開・復旧</p> <p>キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献</p> <p>③ 市民及び民間事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>ア <u>市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p>イ <u>地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市との連携に努めるものとする。</u></p> <p>ウ <u>市防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。</u></p> <p>エ <u>市は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、当該地区における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。</u></p> <p>(3) 市民運動の展開</p> <p>災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する市民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、市民個人や家庭、</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>道計画に基づく追記</p> <p>記号番号変更</p>

現 行	修正案	説 明
<p>庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するためのさまざまな取組を行い、広く市民の参加を呼びかけるものとする。</p> <p><b>第3章 地震・津波の被害想定等</b></p> <p>1. 地震・津波とは (略)</p> <p>2. 北海道の地震と津波</p> <p>(1) 北海道の地震・津波被害 (略)</p> <p>(2) 被害地震の震央分布</p> <p>下図は、北海道に被害をもたらした地震の震央分布図である。このほかにも、カムチャッカやチリの地震津波が被害をもたらしている。</p> <p><b>【北海道に被害をもたらした地震の震央分布図（1923年8月1日～2011年※）】</b></p>  <p>※震源は、気象庁の震源カタログが整備されている1923年8月1日以降とした。また、被害は理科年表及び総務省消防庁によった。</p> <p>資料：北海道地域防災計画</p>	<p>事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く市民の参加を呼びかけるものとする。</p> <p><b>第3章 地震・津波の被害想定等</b></p> <p>1. 地震・津波とは (略)</p> <p>2. 北海道の地震と津波</p> <p>(1) 北海道の地震・津波被害 (略)</p> <p>(2) 被害地震の震央分布</p> <p>下図は、北海道に被害をもたらした地震の震央分布図である。このほかにも、カムチャッカやチリの地震津波が被害をもたらしている。</p> <p><b>【北海道に被害をもたらした地震の震央分布図（1923年1月1日～2011年※）】</b></p>  <p>※震源は、気象庁の震源カタログが整備されている1923年1月1日以降とした。また、被害は理科年表及び総務省消防庁によった。</p> <p>資料：北海道地域防災計画</p>	<p>道計画修正に基づく修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p>3. 紋別市周辺の活断層と地震 (略)</p> <p>4. 被害想定</p> <p>(1) 地震被害想定 (略)</p> <p>(2) 津波被害想定</p> <p>① 基本的な考え方</p> <p>北海道は、1993年の北海道南西沖地震や2003年の十勝沖地震をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。</p> <p>このため、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。</p> <p>また、2011年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、津波堆積物調査等の科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、<u>太平洋沿岸から</u>想定の見直しに取り組んでいる。</p> <p>② 想定地震の設定</p> <p>道では、オホーツク海沿岸において影響の大きいと考えられる北海道北西沖（沿岸側）、紋別沖、網走沖の3つの想定地震を基にしたモデルを対象に、津波の伝播状況、津波水位、遡上（浸水）状況を予測するとともに、この結果に基づき被害想定計算を行っているが、この内、特に本市に影響を及ぼす2つのモデルを下表にまとめた。</p> <p>なお、表中●は、本市で最大被害を発生させる地震、■は本市に最も影響が大きな津波を発生させる地震、▲は到達時間が最も早い津波を発生させる地震を表している。</p>	<p>3. 紋別市周辺の活断層と地震 (略)</p> <p>4. 被害想定</p> <p>(1) 地震被害想定 (略)</p> <p>(2) 津波被害想定</p> <p>① 基本的な考え方</p> <p>北海道は、1993年の北海道南西沖地震や2003年の十勝沖地震をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。</p> <p>このため、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。</p> <p>また、2011年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、津波堆積物調査等の科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、<u>各海域の</u>想定の見直しに取り組んでいく。</p> <p>② 想定地震の設定</p> <p>道では、オホーツク海沿岸において影響の大きいと考えられる北海道北西沖（沿岸側）、紋別沖、網走沖の3つの想定地震を基にしたモデルを対象に、津波の伝播状況、津波水位、遡上（浸水）状況を予測するとともに、この結果に基づき被害想定計算を行っているが、この内、特に本市に影響を及ぼす2つのモデルを下表にまとめた。</p> <p>なお、表中●は、本市で最大被害を発生させる地震、■は本市に最も影響が大きな津波を発生させる地震、▲は到達時間が最も早い津波を発生させる地震を表している。</p>	<p>道計画修正に基づく修正</p>

現 行										修正案										説 明									
	モデル名	深さ (km)	走行 (°)	傾斜角 (°)	すべり角 (°)	長さ (km)	幅 (km)	すべり量 (cm)	備考		モデル名	深さ (km)	走行 (°)	傾斜角 (°)	すべり角 (°)	長さ (km)	幅 (km)	すべり量 (cm)	備考										
紋別沖	MON-20	3	320	45	90	80	18	550		紋別沖	MON-20	3	320	45	90	80	18	550		紋別沖	MON-20	3	320	45	90	80	18	550	
	MON-10	3	330	45	90	80	18	550			MON-10	3	330	45	90	80	18	550			MON-10	3	330	45	90	80	18	550	
	MON_0	3	340	45	90	80	18	550			MON_0	3	340	45	90	80	18	550			MON_0	3	340	45	90	80	18	550	
	MON+10	3	350	45	90	80	18	550			MON+10	3	350	45	90	80	18	550			MON+10	3	350	45	90	80	18	550	
	MON+20	3	0	45	90	80	18	550	▲		MON+20	3	0	45	90	80	18	550	▲		MON+20	3	0	45	90	80	18	550	▲
網走沖	ABA-20	3	342	45	90	73	18	510	●■	網走沖	ABA-20	3	342	45	90	73	18	510	●■	網走沖	ABA-20	3	342	45	90	73	18	510	●■
	ABA-10	3	352	45	90	73	18	510			ABA-10	3	352	45	90	73	18	510			ABA-10	3	352	45	90	73	18	510	
	ABA_0	3	2	45	90	73	18	510			ABA_0	3	2	45	90	73	18	510			ABA_0	3	2	45	90	73	18	510	
	ABA+10	3	12	45	90	73	18	510			ABA+10	3	12	45	90	73	18	510			ABA+10	3	12	45	90	73	18	510	
	ABA+20	3	22	45	90	73	18	510			ABA+20	3	22	45	90	73	18	510			ABA+20	3	22	45	90	73	18	510	
<p>※モデル名の MON-20°、MON+10° の数字は断層の角度を示す。基本断層モデル (MON_0) から時計回りに 10° ずらした断層モデルは+10°、反時計回りに 10° ずらした断層モデルは-10° となる。MON は紋別を意味する。</p> <p>③ 想定地震別の津波の影響開始時間、到達時間、最大遡上高 本市に影響を及ぼすとされる紋別市沖の地震 (+20°)、網走沖の地震 (-20°)、網走沖の地震 (+20°) の 3 つの地震による津波の影響開始時間、到達時間、最大遡上高を示す。 第 1 波到達時間は最短で地震発生後約 30 分で沿岸域に到達し、遅くても地震発生後約 40 分で沿岸域に到達ことが予想された。</p>										<p>※モデル名の MON-20°、MON+10° の数字は断層の角度を示す。基本断層モデル (MON_0) から時計回りに 10° ずらした断層モデルは+10°、反時計回りに 10° ずらした断層モデルは-10° となる。MON は紋別を意味する。</p> <p>③ 想定地震別の津波の影響開始時間、到達時間、最大遡上高 本市に影響を及ぼすとされる紋別市沖の地震 (+20°)、網走沖の地震 (-20°)、網走沖の地震 (+20°) の 3 つの地震による津波の影響開始時間、到達時間、最大遡上高を示す。 第 1 波到達時間は最短で地震発生後約 30 分で沿岸域に到達し、遅くても地震発生後約 40 分で沿岸域に到達ことが予想された。</p>																			

現 行									修正案									説 明																										
地震諸元		地点							渚滑川河口	ツカブノツ岬	弁天岬	紋別港	元紋別	小向原生花園	コムケ原生花園	地震諸元		地点							渚滑川河口	ツカブノツ岬	弁天岬	紋別港	元紋別	小向原生花園	コムケ原生花園													
		網走沖の地震 (-20°)	影響開始時間 (分) ±20 cm	34	34	33	33	33	32	30	網走沖の地震 (-20°)	影響開始時間 (分) ±20 cm	34	34	33			33	33	32	30	網走沖の地震 (-20°)	陸域被害警戒時間 (分) +1.0m	39	39	38	39	39	37	35	網走沖の地震 (-20°)		第1波到達時間 (分)	42	39	38	41	42	37	35	網走沖の地震 (-20°)	最大遡上高 (m)	7.9	7.2
網走沖の地震 (+20°)	影響開始時間 (分) ±20 cm	33	32	31	33	32	30	27	網走沖の地震 (+20°)	陸域被害警戒時間 (分) +1.0m	36	36	-	36	37	34	30	網走沖の地震 (+20°)	第1波到達時間 (分)	37	36	33	37	37	35	31	網走沖の地震 (+20°)	最大遡上高 (m)	2.7	2.7	3.6	3.5	2.9	2.8	2.5									
紋別沖の地震 (+20°)	影響開始時間 (分) ±20 cm	22	22	23	25	25	26	26	紋別沖の地震 (+20°)	陸域被害警戒時間 (分) +1.0m	79	78	38	79	81	78	76	紋別沖の地震 (+20°)	第1波到達時間 (分)	27	27	25	30	31	31	31	紋別沖の地震 (+20°)	最大遡上高 (m)	3.8	4.1	4.8	5.1	3.7	4.3	3.5									
資料：平成22年度津波シミュレーション及び被害想定調査業務報告書									資料：平成22年度津波シミュレーション及び被害想定調査業務報告書																																			
※影響開始時間：地震発生から海岸・海中の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変動(初期水位±20cm)が生じるまでの時間									※影響開始時間：地震発生から海岸・海中の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変動(初期水位±20cm)が生じるまでの時間																																			
※陸域被害警戒時間：海岸近くにおいて初期水位からの水位上昇が1mに達する地震発生からの時間で、陸域で越流・浸水等の被害が発生する可能性がある時間を示している。									※陸域被害警戒時間：海岸近くにおいて初期水位からの水位上昇が1mに達する地震発生からの時間で、陸域で越流・浸水等の被害が発生する可能性がある時間を示している。																																			
※第1波到達時間：地震発生から津波第1波のピークが海岸に到達するまでの時間(津波は繰り返して襲うため第1波が最大となるわけではないので注意が必要。)									※第1波到達時間：地震発生から津波第1波のピークが海岸に到達するまでの時間(津波は繰り返して襲うため第1波が最大となるわけではないので注意が必要。)																																			
※最大遡上高：代表地点周辺において津波が到達する最高の標高(陸域における最高到達標高)									※最大遡上高：代表地点周辺において津波が到達する最高の標高(陸域における最高到達標高)																																			
④ 被害予想結果 紋別市においては、網走沖の地震(-20°)による影響が突出して大きいことが予想された。 以下に、紋別沖の地震(+20°)、網走沖の地震(-20°)、網走沖の地震(+20°)の3つの地震の被害予測結果を示す。									④ 被害予想結果 紋別市においては、網走沖の地震(-20°)による影響が突出して大きいことが予想された。 以下に、紋別沖の地震(+20°)、網走沖の地震(-20°)、網走沖の地震(+20°)の3つの地震の被害予測結果を示す。																																			

現 行

修正案

説 明

■建物被害予測結果（構造物の効果なし） (棟)

	全壊	半壊	床上	床下
網走沖 (-20°)	222	241	296	90
網走沖 (+20°)	17	28	68	160
紋別沖 (+20°)	36	69	222	120

※「構造物の効果なし」とは、防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防等の構造物が有効に機能しない場合（無いものとする）。（以下同様）

■人的被害予測結果（死者数：構造物の効果なし） (人)

	低・夏	低・冬	高・夏	高・冬
網走沖 (-20°)	33	22	2	1
網走沖 (+20°)	2	2	0	0
紋別沖 (+20°)	11	7	1	0

※低・夏：避難意識が低い場合で夏の昼の場合の死者数  
 ※低・冬：避難意識が低い場合で冬の夜の場合の死者数  
 ※高・夏：避難意識が高い場合で夏の昼の場合の死者数  
 ※高・冬：避難意識が高い場合で冬の夜の場合の死者数

■人的被害予測結果（負傷者数：構造物の効果なし） (人)

	重傷・夏	重傷・冬	中等・夏	中等・冬
網走沖 (-20°)	36	25	88	62
網走沖 (+20°)	3	2	7	6
紋別沖 (+20°)	9	5	21	13

※重症・夏：夏の昼の場合の重傷者数  
 ※重症・冬：冬の夜の場合の重傷者数  
 ※中等・夏：夏の昼の場合の中等傷者数  
 ※中等・冬：冬の夜の場合の中等傷者数

■建物被害予測結果（構造物の効果なし） (棟)

	全壊	半壊	床上	床下
網走沖 (-20°)	222	241	296	90
網走沖 (+20°)	17	28	68	160
紋別沖 (+20°)	36	69	222	120

※「構造物の効果なし」とは、防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防等の構造物が有効に機能しない場合（無いものとする）。（以下同様）

■人的被害予測結果（死者数：構造物の効果なし） (人)

	低・夏	低・冬	高・夏	高・冬
網走沖 (-20°)	33	22	2	1
網走沖 (+20°)	2	2	0	0
紋別沖 (+20°)	11	7	1	0

※低・夏：避難意識が低い場合で夏の昼の場合の死者数  
 ※低・冬：避難意識が低い場合で冬の夜の場合の死者数  
 ※高・夏：避難意識が高い場合で夏の昼の場合の死者数  
 ※高・冬：避難意識が高い場合で冬の夜の場合の死者数

■人的被害予測結果（負傷者数：構造物の効果なし） (人)

	重傷・夏	重傷・冬	中等・夏	中等・冬
網走沖 (-20°)	36	25	88	62
網走沖 (+20°)	3	2	7	6
紋別沖 (+20°)	9	5	21	13

※重症・夏：夏の昼の場合の重傷者数  
 ※重症・冬：冬の夜の場合の重傷者数  
 ※中等・夏：夏の昼の場合の中等傷者数  
 ※中等・冬：冬の夜の場合の中等傷者数



現 行				修正案				説 明																																								
<p>■道路被害予測結果（構造物の効果なし）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>想定地震</th> <th>被害予測</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">被害延長</td> <td>網走沖（-20°）</td> <td>158.87 km</td> <td rowspan="3">総延長：724.87 km</td> </tr> <tr> <td>網走沖（+20°）</td> <td>67.81 km</td> </tr> <tr> <td>紋別沖（+20°）</td> <td>78.45 km</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">被害区間</td> <td>網走沖（-20°）</td> <td>76 区間</td> <td rowspan="3">総区間数：651 区間</td> </tr> <tr> <td>網走沖（+20°）</td> <td>18 区間</td> </tr> <tr> <td>紋別沖（+20°）</td> <td>31 区間</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	想定地震	被害予測	備考		被害延長	網走沖（-20°）	158.87 km	総延長：724.87 km	網走沖（+20°）	67.81 km	紋別沖（+20°）	78.45 km	被害区間	網走沖（-20°）	76 区間	総区間数：651 区間	網走沖（+20°）	18 区間	紋別沖（+20°）	31 区間	<p>■道路被害予測結果（構造物の効果なし）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>想定地震</th> <th>被害予測</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">被害延長</td> <td>網走沖（-20°）</td> <td>158.87 km</td> <td rowspan="3">総延長：724.87 km</td> </tr> <tr> <td>網走沖（+20°）</td> <td>67.81 km</td> </tr> <tr> <td>紋別沖（+20°）</td> <td>78.45 km</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">被害区間</td> <td>網走沖（-20°）</td> <td>76 区間</td> <td rowspan="3">総区間数：651 区間</td> </tr> <tr> <td>網走沖（+20°）</td> <td>18 区間</td> </tr> <tr> <td>紋別沖（+20°）</td> <td>31 区間</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	想定地震	被害予測	備考	被害延長	網走沖（-20°）	158.87 km	総延長：724.87 km	網走沖（+20°）	67.81 km	紋別沖（+20°）	78.45 km	被害区間	網走沖（-20°）	76 区間	総区間数：651 区間	網走沖（+20°）	18 区間	紋別沖（+20°）	31 区間
区 分	想定地震	被害予測	備考																																													
被害延長	網走沖（-20°）	158.87 km	総延長：724.87 km																																													
	網走沖（+20°）	67.81 km																																														
	紋別沖（+20°）	78.45 km																																														
被害区間	網走沖（-20°）	76 区間	総区間数：651 区間																																													
	網走沖（+20°）	18 区間																																														
	紋別沖（+20°）	31 区間																																														
区 分	想定地震	被害予測	備考																																													
被害延長	網走沖（-20°）	158.87 km	総延長：724.87 km																																													
	網走沖（+20°）	67.81 km																																														
	紋別沖（+20°）	78.45 km																																														
被害区間	網走沖（-20°）	76 区間	総区間数：651 区間																																													
	網走沖（+20°）	18 区間																																														
	紋別沖（+20°）	31 区間																																														
<p>■ライフライン被害予測結果（構造物の効果なし）（箇所）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>上水道</th> <th>下水道</th> <th>電 力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走沖（-20°）</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>網走沖（+20°）</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>紋別沖（+20°）</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：平成 22 年度津波シミュレーション及び被害想定調査業務報告書</p>					上水道	下水道	電 力	網走沖（-20°）	0	0	0	網走沖（+20°）	0	0	0	紋別沖（+20°）	0	1	0	<p>■ライフライン被害予測結果（構造物の効果なし）（箇所）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>上水道</th> <th>下水道</th> <th>電 力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走沖（-20°）</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>網走沖（+20°）</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>紋別沖（+20°）</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：平成 22 年度津波シミュレーション及び被害想定調査業務報告書</p>					上水道	下水道	電 力	網走沖（-20°）	0	0	0	網走沖（+20°）	0	0	0	紋別沖（+20°）	0	1	0									
	上水道	下水道	電 力																																													
網走沖（-20°）	0	0	0																																													
網走沖（+20°）	0	0	0																																													
紋別沖（+20°）	0	1	0																																													
	上水道	下水道	電 力																																													
網走沖（-20°）	0	0	0																																													
網走沖（+20°）	0	0	0																																													
紋別沖（+20°）	0	1	0																																													
<p>5. 紋別市の地盤と液状化 （略）</p>				<p>5. 紋別市の地盤と液状化 （略）</p>																																												

## 第2編 災害予防計画

現 行	修正案	説 明
<p>第1章 地震に強いまちづくり            (略)            【体系】            (略)            1. 地震に強い都市構造の形成            (略)            2. 道路・橋梁の耐震性強化            (略)            3. ライフライン施設の安全性強化            (略)            4. 建築物等災害予防            【計画の方針】            (略)            【計画の内容】            1. 建築物等の耐震不燃化促進            (1) 公共建築物等            ① 建築物等の耐震対策の強化            ア 市は、道の協力を得て、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。</p> <p>イ 市は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、平成27年度までのできるだけ早い時期に完了させ、施設の耐震性の向上を図る。</p> <p>ウ 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。</p> <p>エ 市は、建築物の定期点検及び臨時点検を実施し、破損箇所等は補修又は補強し、災害の防止に努める。</p> <p>オ 市は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるも</p>	<p>第1章 地震に強いまちづくり            (略)            【体系】            (略)            1. 地震に強い都市構造の形成            (略)            2. 道路・橋梁の耐震性強化            (略)            3. ライフライン施設の安全性強化            (略)            4. 建築物等災害予防            【計画の方針】            (略)            【計画の内容】            1. 建築物等の耐震不燃化促進            (1) 公共建築物等            ① 建築物等の耐震対策の強化            ア 市は、道の協力を得て、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。</p> <p>イ 市は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>ウ 市は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。</p> <p>エ 市は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、平成27年度までのできるだけ早い時期に完了させ、施設の耐震性の向上を図る。</p> <p>オ 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。</p> <p>カ 市は、建築物の定期点検及び臨時点検を実施し、破損箇所等は補修又は補強し、災害の防止に努める。</p> <p>キ 市は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるも</p>	<p>防災基本計画修正に伴う追記</p> <p>項目記号の変更</p>

現 行	修正案	説 明
<p>のとする。</p> <p>② 建築物以外の施設の補強及び整備</p> <p>ア 市、防災関係機関及び施設管理者は、落下・倒壊のおそれのある物件等（道路標識、電柱、国旗掲揚塔、バックネット、ブロック塀等）の安全度を常時確認し、危険と認められるものは補強工事を実施する。</p> <p>イ 市、防災関係機関及び施設管理者は、飛散しやすい機械、器具等は、常時格納、固定できるようにしておく。</p> <p>ウ 市、防災関係機関及び施設管理者は、消防施設等の整備に努め、これらを常時使用可能な状態にしておく。</p> <p>エ 市、防災関係機関及び施設管理者は、建築物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、要補強箇所は補修又は補強し、災害の防止に努める。</p> <p>③ 災害時における小、中学校の役割の確認</p> <p>市は、避難所となる場合の応急必需品備蓄のため、小、中学校内に防災倉庫を設置する。</p> <p>④ 社会福祉施設の安全対策、防災対策</p> <p>市は、高齢者等の要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行っていくが、この一環として、要配慮者関連施設の災害に対する安全性の向上を推進する。</p> <p>ア 社会福祉施設の建築物については、建築基準法、消防法等の関係法令に基づいて、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に維持させ、災害予防に努める。</p> <p>イ 消防計画に基づき、定期的に消防施設の点検を実施する。</p> <p>(2) 一般建築物 (略)</p> <p>(3) 被災建築物の安全対策 (略)</p> <p>2. 倒壊物・落下物対策 (略)</p> <p>3. 屋内の安全性向上 (略)</p> <p><b>5. 津波災害予防</b> 【計画の方針】 (略) 【計画の内容】</p>	<p>のとする。</p> <p>② 建築物以外の施設の補強及び整備</p> <p>ア 市、防災関係機関及び施設管理者は、落下・倒壊のおそれのある物件等（道路標識、電柱、国旗掲揚塔、バックネット、ブロック塀等）の安全度を常時確認し、危険と認められるものは補強工事を実施する。</p> <p>イ 市、防災関係機関及び施設管理者は、飛散しやすい機械、器具等は、常時格納、固定できるようにしておく。</p> <p>ウ 市、防災関係機関及び施設管理者は、消防施設等の整備に努め、これらを常時使用可能な状態にしておく。</p> <p>エ 市、防災関係機関及び施設管理者は、建築物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、要補強箇所は補修又は補強し、災害の防止に努める。</p> <p>③ 災害時における小、中学校の役割の確認</p> <p>市は、避難所となる場合の応急必需品備蓄のため、小、中学校内に防災倉庫を設置する。</p> <p>④ 社会福祉施設の安全対策、防災対策</p> <p>市は、高齢者等の要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行っていくが、この一環として、要配慮者関連施設の災害に対する安全性の向上を推進する。</p> <p>ア 社会福祉施設の建築物については、建築基準法、消防法等の関係法令に基づいて、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に維持させ、災害予防に努める。</p> <p>イ 消防計画に基づき、定期的に消防施設の点検を実施する。</p> <p>(2) 一般建築物 (略)</p> <p>(3) 被災建築物の安全対策 (略)</p> <p>2. 倒壊物・落下物対策 (略)</p> <p>3. 屋内の安全性向上 (略)</p> <p><b>5. 津波災害予防</b> 【計画の方針】 (略) 【計画の内容】</p>	

現 行	修正案	説 明
<p>1. 想定津波 (略)</p> <p>2. 津波災害に対する予防対策 市は、津波予防対策として、過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」、国が調査した「浸水予測図」等を参考として、道と連携しながら護岸・防潮堤や指定緊急避難場所、避難路の整備のほか、同報系防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図る。</p> <p>(1) 津波等災害予防施設の整備 市は、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。</p> <p>① 海岸保全対策 市は、道と連携しながら、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施することや防潮扉・水門等管理者は適切に管理するとともに、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速、的確な開閉に万全を期する。</p> <p>② 港湾及び漁港整備事業  港湾管理者及び漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤など、外郭施設の整備事業を実施する。</p> <p>(2) 避難関連施設の整備 (略)</p> <p>(3) 建物の安全化 (略)</p> <p>3. 津波警報等、<u>避難指示</u>等の伝達体制、避難誘導體制の整備 (1) 情報伝達システムの構築 ① 津波予報伝達の迅速化、確実化 道は防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）による津波災害情報の伝達体制を整備しており、市は道と連携して、確実な情報共有に努める。</p> <p>② 通報、通信手段の確保 市は、住民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等に</p>	<p>1. 想定津波 (略)</p> <p>2. 津波災害に対する予防対策 市は、津波予防対策として、過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」等を参考として、道と連携しながら護岸・防潮堤や指定緊急避難場所、避難路の整備のほか、同報系防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図る。</p> <p>(1) 津波等災害予防施設の整備 市は、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。</p> <p>① 海岸保全対策 市は、道と連携しながら、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施することや防潮扉・水門等管理者は適切に管理するとともに、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速、的確な開閉に万全を期する。</p> <p>② 港湾及び漁港整備事業 <u>港湾管理者は、高波、高潮及び津波の減災に寄与する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。</u> 漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。</p> <p>(2) 避難関連施設の整備 (略)</p> <p>(3) 建物の安全化 (略)</p> <p>3. 津波警報等、<u>避難指示（緊急）</u>等の伝達体制、避難誘導體制の整備 (1) 情報伝達システムの構築 ① 津波予報伝達の迅速化、確実化 道は防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）による津波災害情報の伝達体制を整備しており、市は道と連携して、確実な情報共有に努める。</p> <p>② 通報、通信手段の確保 市は、住民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等に</p>	<p>道計画修正に基づく修正</p> <p>道計画修正に基づく修正</p> <p>国の避難勧告等のガイドライン改定に合わせた修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p>も確実に伝達できるよう、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報エリアメール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。</p> <p>また、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。</p> <p>船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。</p> <p>③ <u>避難指示等伝達体制</u> 市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた<u>避難指示</u>等の具体的な発令基準をあらかじめ定めておく。</p> <p>なお、津波警報等に応じて自動的に<u>避難指示</u>等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難指示</u>等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。</p> <p>④ 事前の伝達内容等の検討 市は、津波警報・緊急地震速報、<u>避難勧告</u>等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障がい者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮する。</p> <p>⑤ 情報の伝達・<u>避難指示</u>等の発令体制の整備 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達や<u>避難指示</u>等の発令体制を整える。</p> <p>⑥ 伝達協力体制の確保 市は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織とあらかじめ大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達に関する協議を行い、協力体制を確保する。</p> <p>⑦ 津波警報等災害情報伝達訓練の実施 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、市及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自にシナリオに緊急地震速報を取り入れた訓練を企画実施する。</p> <p>(2) 住民等の避難誘導体制 (略)</p>	<p>も確実に伝達できるよう、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報エリアメール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。</p> <p>また、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。</p> <p>船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。</p> <p>③ <u>避難指示（緊急）</u>等伝達体制 市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた<u>避難指示（緊急）</u>等の具体的な発令基準をあらかじめ定めておく。</p> <p>なお、津波警報等に応じて自動的に<u>避難指示（緊急）</u>等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難指示（緊急）</u>等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。</p> <p>④ 事前の伝達内容等の検討 市は、津波警報・緊急地震速報、<u>避難指示（緊急）</u>等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障がい者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮する。</p> <p>⑤ 情報の伝達・<u>避難指示（緊急）</u>等の発令体制の整備 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達や<u>避難指示（緊急）</u>等の発令体制を整える。</p> <p>⑥ 伝達協力体制の確保 市は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織とあらかじめ大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達に関する協議を行い、協力体制を確保する。</p> <p>⑦ 津波警報等災害情報伝達訓練の実施 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、市及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自にシナリオに緊急地震速報を取り入れた訓練を企画実施する。</p> <p>(2) 住民等の避難誘導体制 (略)</p>	<p>国の避難勧告等のガイドライン改定に合わせた修正</p> <p>国の避難勧告等のガイドライン改定に合わせた修正</p> <p>国の避難勧告等のガイドライン改定に合わせた修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p>4. 津波に関する防災知識の普及</p> <p>(1) わかりやすい情報の発信</p> <p>津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、市は、津波警報等や<u>避難指示</u>等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。</p> <p>また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成促進のため、防災に関するさまざまな動向や各種データをわかりやすく発信する。</p> <p>(2) 津波警戒の周知徹底</p> <p>市及び防災関係機関は、広報紙等を活用して、津波警戒に関する次のような事項についての周知徹底を図る。</p> <p>① 一般住民に対し、周知を図る事項</p> <p>ア 強い揺れ（震度4程度以上）又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。</p> <p>イ 「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとること。</p> <p>ウ 地震を感じなくても、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、高台等の安全な場所に避難する。</p> <p>エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。</p> <p>オ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等で入手する。</p> <p>カ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめず、海浜等に近づかない。</p> <p>キ 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること。</p> <p>ク 自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと。</p> <p>② 船舶関係者に対し、周知を図る事項</p> <p>ア <u>強い揺れ（震度4程度以上）の地震を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外に避難する。</u></p> <p>イ <u>揺れを感じなくても、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたら、直ちに港外に避難する。</u></p> <p>ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。</p>	<p>4. 津波に関する防災知識の普及</p> <p>(1) わかりやすい情報の発信</p> <p>津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、市は、津波警報等や<u>避難指示（緊急）</u>等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。</p> <p>また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成促進のため、防災に関するさまざまな動向や各種データをわかりやすく発信する。</p> <p>(2) 津波警戒の周知徹底</p> <p>市及び防災関係機関は、広報紙等を活用して、津波警戒に関する次のような事項についての周知徹底を図る。</p> <p>① 一般住民に対し、周知を図る事項</p> <p>ア 強い揺れ（震度4程度以上）又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。</p> <p>イ 「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとること。</p> <p>ウ 地震を感じなくても、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、高台等の安全な場所に避難する。</p> <p>エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。</p> <p>オ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等で入手する。</p> <p>カ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめず、海浜等に近づかない。</p> <p>キ 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること。</p> <p>ク 自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと。</p> <p>② 船舶関係者に対し、周知を図る事項</p> <p>ア <u>強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。</u></p> <p>(7) <u>津波到達時刻まで時間的余裕がある場合</u>  <u>荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。</u></p> <p>(4) <u>津波到達時刻まで時間的余裕がない場合</u>  <u>荷役等を中止し、直ちに岸壁を離れ、安全な場所に避難する。</u></p> <p>イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。</p>	<p>国の避難勧告等のガイドライン改定に合わせた修正</p> <p>道計画修正に基づく修正</p> <p>項目記号の変更</p>

現 行	修正案	説 明
<p>エ <u>港外避難できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど、最善の措置をとる。</u></p> <p>オ <u>津波は繰り返して襲ってくるので、<u>警報・注意報解除まで気をゆるめず、海浜等に近づかない。</u></u></p> <p>③ 津波や津波災害の特性に関する情報</p> <p>ア 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること。</p> <p>イ 第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。</p> <p>ウ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震の発生の可能性があること。</p> <p>エ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。</p> <p>オ 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。</p> <p>カ 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。等</p> <p>(3) 訴求効果の高い防災知識の普及 (略)</p> <p>(4) 津波ハザードマップの整備 (略)</p> <p>(5) リスクコミュニケーション (略)</p> <p>5. 津波防災意識の高揚 (略)</p> <p>6. 液状化対策の推進 (略)</p> <p>7. 積雪・寒冷期における地震対策 (略)</p> <p>8. 危険物・毒物・劇物災害予防 (略)</p> <p>9. 土砂災害予防 (略)</p>	<p>ウ <u>津波は繰り返して襲ってくるので、<u>大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、<u>岸壁等に近づかない。</u></u></u></p> <p>③ 津波や津波災害の特性に関する情報</p> <p>ア 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること。</p> <p>イ 第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。</p> <p>ウ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震の発生の可能性があること。</p> <p>エ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。</p> <p>オ 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。</p> <p>カ 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。等</p> <p>(3) 訴求効果の高い防災知識の普及 (略)</p> <p>(4) 津波ハザードマップの整備 (略)</p> <p>(5) リスクコミュニケーション (略)</p> <p>5. 津波防災意識の高揚 (略)</p> <p>6. 液状化対策の推進 (略)</p> <p>7. 積雪・寒冷期における地震対策 (略)</p> <p>8. 危険物・毒物・劇物災害予防 (略)</p> <p>9. 土砂災害予防 (略)</p>	<p>エ 削除</p> <p>項目記号の変更 道計画修正に基づく修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p><b>第2章 災害応急対策への備え</b>  (略)  【体系】  (略)  <b>1. 地震火災の防止</b>  (略)  <b>2. 医療救護体制の整備</b>  (略)</p> <p><b>第3章 自立型防災活動の促進</b>  (略)  【体系】  (略)  <b>1. 地震、津波に関する防災知識の普及・啓発</b>  【計画の方針】  (略)  【計画の内容】  (1) 防災知識の普及・啓発  ① 市及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について研修会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。  ② 市及び防災関係機関は、一般住民に対し、次により防災知識の普及・啓発を図る。  ア 啓発内容  (ア) 地震・津波に対する心得  (イ) 地震・津波に関する一般知識  (ウ) 非常用食糧、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備  (エ) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止  (オ) 災害情報の正確な入手方法  (カ) 出火の防止及び初期消火の心得  (キ) 外出時における地震発生時の対処方法  (ク) 自動車運転時の心得  (ケ) 救助・救護に関する事項  (コ) 避難場所、避難所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項</p>	<p><b>第2章 災害応急対策への備え</b>  (略)  【体系】  (略)  <b>1. 地震火災の防止</b>  (略)  <b>2. 医療救護体制の整備</b>  (略)</p> <p><b>第3章 自立型防災活動の促進</b>  (略)  【体系】  (略)  <b>1. 地震、津波に関する防災知識の普及・啓発</b>  【計画の方針】  (略)  【計画の内容】  (1) 防災知識の普及・啓発  ① 市及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について研修会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。  ② 市及び防災関係機関は、一般住民に対し、次により防災知識の普及・啓発を図る。  ア 啓発内容  (ア) 地震・津波に対する心得  (イ) 地震・津波に関する一般知識  (ウ) 非常用食糧、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備  (エ) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止  (オ) 災害情報の正確な入手方法  (カ) 出火の防止及び初期消火の心得  (キ) 外出時における地震発生時の対処方法  (ク) 自動車運転時の心得  (ケ) 救助・救護に関する事項  (コ) 避難場所、避難所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項</p>	



現 行	修正案	説 明
<p>(㉞) 水道、電力、ガス、電話等の地震災害時の心得</p> <p>(㉟) 要配慮者への配慮</p> <p>(㊱) 各防災関係機関が行う地震災害対策</p> <p>イ 普及方法</p> <p>(ア) テレビ、ラジオ、新聞及びインターネットの利用</p> <p>(イ) 広報紙、広報車両の利用</p> <p>(ウ) 映画、スライド、ビデオ等による普及</p> <p>(エ) パンフレットの配布</p> <p>(オ) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施</p> <p>③ 市及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を見聞きしたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努める。</p> <p>④ 市は、防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努める。</p> <p>また、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>⑤ 市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。</p> <p>(2) 学校教育関係機関における防災思想の普及</p> <p>(略)</p> <p>(3) 普及・啓発の時期</p> <p>(略)</p> <p><b>2. 住民の心構え</b></p> <p>【計画の方針】</p> <p>(略)</p> <p>【計画の内容】</p> <p>(1) 自らの命は自分で守るという精神の徹底</p> <p>(略)</p> <p>(2) 家庭における措置</p> <p>① 平常時の心得</p> <p>ア 地域の避難場所、避難所、避難路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。</p> <p>イ がけ崩れ、津波に注意する。</p> <p>ウ 建物の補強、家具の固定をする。</p> <p>エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。</p>	<p>(㉞) 水道、電力、ガス、電話等の地震災害時の心得</p> <p>(㉟) 要配慮者への配慮</p> <p>(㊱) 各防災関係機関が行う地震災害対策</p> <p>イ 普及方法</p> <p>(ア) テレビ、ラジオ、新聞の利用</p> <p>(イ) インターネット、SNSの利用</p> <p>(ウ) 広報紙、広報車両の利用</p> <p>(エ) 映画、スライド、ビデオ等による普及</p> <p>(オ) パンフレットの配布</p> <p>(カ) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施</p> <p>③ 市及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を見聞きしたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努める。</p> <p>④ 市は、防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努める。</p> <p>また、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>⑤ 市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。</p> <p>(2) 学校教育関係機関における防災思想の普及</p> <p>(略)</p> <p>(3) 普及・啓発の時期</p> <p>(略)</p> <p><b>2. 住民の心構え</b></p> <p>【計画の方針】</p> <p>(略)</p> <p>【計画の内容】</p> <p>(1) 自らの命は自分で守るという精神の徹底</p> <p>(略)</p> <p>(2) 家庭における措置</p> <p>① 平常時の心得</p> <p>ア 地域の避難場所、避難所、避難路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。</p> <p>イ がけ崩れ、津波に注意する。</p> <p>ウ 建物の補強、家具の固定をする。</p> <p>エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。</p>	<p>道計画修正に基づく修正</p> <p>項目記号の変更</p>

現 行	修正案	説 明
<p>オ 飲料水や消火器の用意をする。</p> <p>カ 最低3日（推奨1週間）分の食糧、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。</p> <p>キ 地域の防災訓練に進んで参加する。</p> <p>ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。</p> <p>② 緊急地震速報を見聞きしたときのとるべき措置</p> <p>緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。</p> <p>ア 自宅など屋内にいるとき</p> <p>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。</p> <p>(7) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。</p> <p>(イ) その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。</p> <p>(ウ) 扉を開けて避難路を確保する。</p> <p>イ 駅やデパートなどの集合施設にいるとき</p> <p>館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。</p> <p>(7) あわてて出口・階段などに殺到しない。</p> <p>(イ) 吊下がっている照明などの下からは退避する。</p> <p>ウ 街など屋外にいるとき</p> <p>(7) ブロック塀や自動販売機の倒壊に注意し、これらのそばから離れる。</p> <p>(イ) ビルなどの建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れる。</p> <p>(ウ) 丈夫な建物のそばであれば建物の中に避難する。</p> <p>エ 走行中のとき</p> <p>(7) 後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</p> <p>(イ) ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。</p> <p>(ウ) 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</p>	<p>オ 飲料水や消火器の用意をする。</p> <p>カ 最低3日（推奨1週間）分の食糧、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。</p> <p>キ 地域の防災訓練に進んで参加する。</p> <p>ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。</p> <p><u>ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。</u></p> <p>② 緊急地震速報を見聞きしたときのとるべき措置</p> <p>緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。</p> <p>ア 自宅など屋内にいるとき</p> <p>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。</p> <p>(7) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。</p> <p>(イ) その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。</p> <p>(ウ) 扉を開けて避難路を確保する。</p> <p>イ 駅やデパートなどの集合施設にいるとき</p> <p>館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。</p> <p>(7) あわてて出口・階段などに殺到しない。</p> <p>(イ) 吊下がっている照明などの下からは退避する。</p> <p>ウ 街など屋外にいるとき</p> <p>(7) ブロック塀や自動販売機の倒壊に注意し、これらのそばから離れる。</p> <p>(イ) ビルなどの建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れる。</p> <p>(ウ) 丈夫な建物のそばであれば建物の中に避難する。</p> <p>エ 走行中のとき</p> <p>(7) 後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</p> <p>(イ) ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。</p> <p>(ウ) 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</p>	<p>防災基本計画修正に伴う追記</p>

現 行	修正案	説 明
<p>③ 地震発生時の心得</p> <p>ア まずわが身の安全を図る。</p> <p>イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずにまず身の安全を確保する。</p> <p>ウ すばやく火の始末をする。(揺れが小さいとき、または揺れが収まったら)</p> <p>エ 火が出たらまず消火する。(揺れが小さいとき、または揺れが収まったら)</p> <p>オ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。(揺れが小さいとき、または揺れが収まったら)</p> <p>カ 狭い路地、塀のわき、崖、川べりには近寄らない。</p> <p>キ 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。</p> <p>ク 避難は徒歩で、持物は最小限にする。</p> <p>ケ みんなが協力し合って、応急救護を行う。</p> <p>コ 正しい情報を入手し、流言飛語に惑わされない。</p> <p>サ 秩序を守り、衛生に注意する。</p> <p>(3) 防災用具の普及充実 (略)</p> <p>(4) 職場における措置 (略)</p> <p>(5) デパート等の集客施設でとるべき措置 (略)</p> <p>(6) 街など屋外でとるべき措置 (略)</p> <p>(7) 運転者のとるべき措置 (略)</p> <p>(8) 津波に対する心得</p> <p>① 一般住民</p> <p>ア 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。</p> <p>イ 「巨大」の定性的表現となる大津波警報(特別警報)が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。</p> <p>ウ 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもある。</p> <p>エ 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。</p>	<p>③ 地震発生時の心得</p> <p>ア まずわが身の安全を図る。</p> <p>イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずにまず身の安全を確保する。</p> <p>ウ すばやく火の始末をする。(揺れが小さいとき、または揺れが収まったら)</p> <p>エ 火が出たらまず消火する。(揺れが小さいとき、または揺れが収まったら)</p> <p>オ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。(揺れが小さいとき、または揺れが収まったら)</p> <p>カ 狭い路地、塀のわき、崖、川べりには近寄らない。</p> <p>キ 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。</p> <p>ク 避難は徒歩で、持物は最小限にする。</p> <p>ケ みんなが協力し合って、応急救護を行う。</p> <p>コ 正しい情報を入手し、流言飛語に惑わされない。</p> <p>サ 秩序を守り、衛生に注意する。</p> <p>(3) 防災用具の普及充実 (略)</p> <p>(4) 職場における措置 (略)</p> <p>(5) デパート等の集客施設でとるべき措置 (略)</p> <p>(6) 街など屋外でとるべき措置 (略)</p> <p>(7) 運転者のとるべき措置 (略)</p> <p>(8) 津波に対する心得</p> <p>① 一般住民</p> <p>ア 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。</p> <p>イ 「巨大」の定性的表現となる大津波警報(特別警報)が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。</p> <p>ウ 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもある。</p> <p>エ 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。</p>	

現 行	修正案	説 明
<p>オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性がある。</p> <p>カ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表される、これら津波警報等の精度には、一定の限界がある。</p> <p>キ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。</p> <p>ク 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。</p> <p>ケ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。</p> <p>コ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。</p> <p>サ 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。</p> <p>② 船舶関係者</p> <p>ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、<u>港外（※1、※2）に避難する。</u></p> <p>イ <u>揺れを感じなくても、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたら、直ちに港外（※1、※2）に避難する。</u></p> <p>ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。</p> <p>エ <u>港外（※2）避難できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。</u></p> <p>オ 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、<u>海浜等に近づかない。</u></p> <p>※1 港外：水深の深い、広い海域</p> <p>※2 港外退避、小型船の引き揚げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。</p> <p>3. 自主防災組織の育成等 （略）</p> <p>4. 事業継続計画（BCP）の策定 【計画の方針】 （略）</p>	<p>オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性がある。</p> <p>カ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表される、これら津波警報等の精度には、一定の限界がある。</p> <p>キ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。</p> <p>ク 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。</p> <p>ケ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。</p> <p>コ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。</p> <p>サ 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。</p> <p>② 船舶関係者</p> <p>ア 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。</p> <p><u>(7) 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合</u> 荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。</p> <p><u>(4) 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合</u> 荷役等を中止し、直ちに岸壁を離れ、安全な場所に避難する。</p> <p>イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。</p> <p>ウ 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、<u>岸壁等に近づかない。</u></p> <p>3. 自主防災組織の育成等 （略）</p> <p>4. 事業継続計画（BCP）の策定 【計画の方針】 （略）</p>	<p>道計画修正に基づく修正</p> <p>項目記号の変更 エ 削除</p> <p>項目記号の変更 道計画修正に基づく修正</p> <p>※1・2 削除</p>

現 行	修正案	説 明
<p>【計画の内容】</p> <p>(1) 業務継続計画（BCP）の概要 （略）</p> <p>(2) 業務継続計画（BCP）の策定 （略）</p> <p>(3) 庁舎等の災害対策本部機能等の確保 市は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など、主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図る。</p> <p>また、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食糧、飲料水、暖房、発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。</p> <p>5. 避難体制の整備 （略）</p> <p>6. 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備 （略）</p> <p>7. 要配慮者対策 （略）</p>	<p>【計画の内容】</p> <p>(1) 業務継続計画（BCP）の概要 （略）</p> <p>(2) 業務継続計画（BCP）の策定 （略）</p> <p>(3) 庁舎等の災害対策本部機能等の確保 市は、<u>特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。</u>災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など、主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図る。</p> <p>また、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食糧、飲料水、暖房、発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。</p> <p>5. 避難体制の整備 （略）</p> <p>6. 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備 （略）</p> <p>7. 要配慮者対策 （略）</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>

### 第3編 災害応急対策計画

現 行	修正案	説 明
<p><b>第1章 応急活動体制</b>            (略)</p> <p>【 体系 】            (略)</p> <p>1. 初動計画            (略)</p> <p>2. 地震時の応急活動体制            (略)</p> <p>3. 地震、津波情報の伝達            【計画の方針】            (略)</p> <p>【計画の内容】</p> <p>1. 緊急地震速報            (1) 緊急地震速報の発表等            (略)</p> <p>(2) 緊急地震速報の伝達            緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会に伝達する。また、放送事業者や通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。</p> <p>気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J－ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。</p> <p>地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により、<u>住民等への伝達に努めるものとする。</u></p> <p>2. 津波警報等の種類及び内容            (1) 津波警報等の種類            ① 大津波警報（特別警報）：<u>担当</u>する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。</p> <p>なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けている。</p>	<p><b>第1章 応急活動体制</b>            (略)</p> <p>【 体系 】            (略)</p> <p>1. 初動計画            (略)</p> <p>2. 地震時の応急活動体制            (略)</p> <p>3. 地震、津波情報の伝達            【計画の方針】            (略)</p> <p>【計画の内容】</p> <p>1. 緊急地震速報            (1) 緊急地震速報の発表等            (略)</p> <p>(2) 緊急地震速報の伝達            緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会に伝達されるとともに、<u>関係省庁、地方公共団体に提供される。</u></p> <p>また、放送事業者や通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。</p> <p>気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J－ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。</p> <p>地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等（<u>戸別受信機を含む。</u>）等を始めとした効果的かつ<u>確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</u></p> <p>2. 津波警報等の種類及び内容            (1) 津波警報等の種類            ① 大津波警報（特別警報）：<u>該当</u>する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。</p> <p>なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けている。</p>	<p>道計画修正に基づく修正</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>道計画修正に基づく修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p>② 津波注意報：担当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。</p> <p>③ 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。</p> <p>(2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等</p> <p>気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報（特別警報）、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報」という。）を発表する。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新情報を発表する。</p>	<p>② 津波注意報：該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。</p> <p>③ 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。</p> <p>(2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等</p> <p>気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報（特別警報）、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報」という。）を発表する。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新情報を発表する。</p>	<p>道計画修正に基づく修正</p>

現 行						修正案						説 明
① 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表基準						① 津波警報等の発表基準						
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報を見聞きした場合にとるべき行動	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報を見聞きした場合にとるべき行動	
			数値での発表	巨大地震の場合の発表					数値での発表	巨大地震の場合の発表		
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10mを超える	10m超	巨大	陸域に津波が押し寄せるおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10mを超える	10m超	巨大	陸域に津波が押し寄せるおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	
		5mを超え 10m以下	10m					5mを超え 10m以下	10m			
		3mを超え 5m以下	5m					3mを超え 5m以下	5m			
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1mを超え 3m以下	3m	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1mを超え 3m以下	3m	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m以上、 1m以下	1m	表記なし	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m以上、 1m以下	1m	表記なし	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。	

道計画修正に基づく修正

- 注) 1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報時の発表が津波の襲来間に間に合わない場合がある。
- 3 津波警報時は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 4 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

- 注) 1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報時の発表が津波の襲来間に間に合わない場合がある。
- 3 津波警報時は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 4 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。



現 行		修正案		説 明
② 津波予報の発表基準 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。 津波予報の発表基準と発表内容		② 津波予報の発表基準 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。 津波予報の発表基準と発表内容		
	発表基準		発表基準	
	内 容		内 容	
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

現 行			修正案			説 明
(3) 地震・津波に関する情報の種類と内容 ① 地震に関する情報			(3) 地震・津波に関する情報の種類と内容 ① 地震に関する情報			
地震情報の種類	発表基準	内 容	地震情報の種類	発表基準	内 容	
震度速報	・震度3以上	・地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震のゆれの発現時刻を速報	震度速報	・震度3以上	・地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震のゆれの発現時刻を速報	
震源に関する情報	震度3以上 (大津波警報(特別警報)、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ・「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加	震源に関する情報	震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ・「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加	
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報(特別警報)、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時  ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	
各地の震度に関する情報	震度1以上	・震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表	各地の震度に関する情報	震度1以上	・震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表	
その他の情報	顕著な地震の概要、震源要素を更新した場合や、地震が多発した場合など	・顕著な地震の概要を簡潔に記載したものの、震源要素更新のお知らせや、地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や、地震が多発した場合など	・顕著な地震の震源要素更新のお知らせや、地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	
推計震度分布図	震度5弱以上	・観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表	推計震度分布図	震度5弱以上	・観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表	
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	・地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表 ・日本や国外への津波の影響についても記述して発表	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	・地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表 ・日本や国外への津波の影響についても記述して発表	

現 行	修正案	説 明																				
<p>② 津波に関する情報</p> <table border="1" data-bbox="103 193 999 499"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをm単位で発表</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>実際に津波を観測した場合にその時刻や高さを発表</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な情報を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 地震及び津波警報等発表の流れ (略)</p> <p>4. 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区 (略)</p> <p>5. 地震動警報の伝達 (略)</p> <p>6. 津波警報等の伝達 (略)</p> <p>7. 異常現象を発見した場合の通報 (略)</p> <p>4. 災害情報等の収集及び伝達体制の整備 (略)</p> <p>5. 派遣要請計画 (略)</p> <p>6. 災害救助法の適用 (略)</p> <p><b>第2章 緊急活動</b> (略)</p> <p>【 体系 】 (略)</p> <p>1. 避難計画 (略)</p>	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをm単位で発表	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合にその時刻や高さを発表	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な情報を発表	<p>② 津波に関する情報</p> <table border="1" data-bbox="1066 193 1962 499"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをm単位で発表</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>実際に津波を観測した場合にその時刻や高さを発表</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な情報を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 地震及び津波警報等発表の流れ (略)</p> <p>4. 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区 (略)</p> <p>5. 地震動警報の伝達 (略)</p> <p>6. 津波警報等の伝達 (略)</p> <p>7. 異常現象を発見した場合の通報 (略)</p> <p>4. 災害情報等の収集及び伝達体制の整備 (略)</p> <p>5. 派遣要請計画 (略)</p> <p>6. 災害救助法の適用 (略)</p> <p><b>第2章 緊急活動</b> (略)</p> <p>【 体系 】 (略)</p> <p>1. 避難計画 (略)</p>	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをm単位で発表	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合にその時刻や高さを発表	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な情報を発表	
情報の種類	発表内容																					
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをm単位で発表																					
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表																					
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合にその時刻や高さを発表																					
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な情報を発表																					
情報の種類	発表内容																					
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをm単位で発表																					
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表																					
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合にその時刻や高さを発表																					
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な情報を発表																					

現 行	修正案	説 明
<p>2. 非常時の救急活動 (略)</p> <p>3. 地震時の消防活動 (略)</p> <p>4. 津波災害応急対策計画 【計画の方針】 (略) 【計画の内容】 (1) 津波警戒体制の確立 (略) (2) 住民等の避難・安全の確保</p> <p>① 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合、若しくは海面監視により異常現象を発見した場合、市長及び関係機関は、津波来襲に備え、沿岸住民等に対して直ちに退避・避難するよう原則として<u>避難指示</u>を行う。 また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの高層建築物等に緊急避難するよう伝達する。</p> <p>② 遠地震の場合の避難勧告等の発令については、気象庁が発表する「遠地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、<u>避難準備情報</u>、<u>避難勧告</u>の発令を検討する。</p> <p>③ <u>避難指示</u>等の解除は、当該地域が<u>避難指示</u>等の発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本とする。 ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本とする。</p> <p>5. 災害警備活動 (略)</p> <p>6. 緊急輸送・交通計画 (略)</p> <p>7. 応急医療救護活動 (略)</p> <p>8. 防災ボランティアとの連携 (略)</p>	<p>2. 非常時の救急活動 (略)</p> <p>3. 地震時の消防活動 (略)</p> <p>4. 津波災害応急対策計画 【計画の方針】 (略) 【計画の内容】 (1) 津波警戒体制の確立 (略) (2) 住民等の避難・安全の確保</p> <p>① 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合、若しくは海面監視により異常現象を発見した場合、市長及び関係機関は、津波来襲に備え、沿岸住民等に対して直ちに退避・避難するよう原則として<u>避難指示（緊急）</u>を行う。 また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの高層建築物等に緊急避難するよう伝達する。</p> <p>② 遠地震の場合の避難勧告等の発令については、気象庁が発表する「遠地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>の発令を検討する。</p> <p>③ <u>避難指示（緊急）</u>等の解除は、当該地域が<u>避難指示（緊急）</u>等の発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本とする。 ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本とする。</p> <p>5. 災害警備活動 (略)</p> <p>6. 緊急輸送・交通計画 (略)</p> <p>7. 応急医療救護活動 (略)</p> <p>8. 防災ボランティアとの連携 (略)</p>	<p>国の避難勧告等のガイドライン改定に合わせた修正</p> <p>国の避難勧告等のガイドライン改定に合わせた修正</p>

現 行	修正案	説 明
<p>第3章 民生安定等に関する活動  (略)</p> <p>【 体系 】  (略)</p> <p>1. 飲料水・食糧・生活必要物資の供給  (略)</p> <p>2. 被災地の応急対策計画  (略)</p> <p>第4章 二次災害の防止活動  (略)</p> <p>【 体系 】  (略)</p> <p>1. 被災建築物の安全対策  (略)</p> <p>2. 被災宅地安全対策計画  (略)</p> <p>3. ライフライン施設の応急復旧対策  (略)</p> <p>4. 公共施設等の応急復旧対策  (略)</p> <p>5. 危険物・毒物等防災対策  (略)</p>	<p>第3章 民生安定等に関する活動  (略)</p> <p>【 体系 】  (略)</p> <p>1. 飲料水・食糧・生活必要物資の供給  (略)</p> <p>2. 被災地の応急対策計画  (略)</p> <p>第4章 二次災害の防止活動  (略)</p> <p>【 体系 】  (略)</p> <p>1. 被災建築物の安全対策  (略)</p> <p>2. 被災宅地安全対策計画  (略)</p> <p>3. ライフライン施設の応急復旧対策  (略)</p> <p>4. 公共施設等の応急復旧対策  (略)</p> <p>5. 危険物・毒物等防災対策  (略)</p>	

## 第4編 災害復旧計画

現 行	修正案	説 明
<p>第1章 基本方針 (略)</p> <p>第2章 公共施設の災害復旧計画 (略)</p> <p>第3章 住民の生活安定のための緊急対策 (略)</p> <p>第4章 激甚災害の指定 (略)</p>	<p>第1章 基本方針 (略)</p> <p>第2章 公共施設の災害復旧計画 (略)</p> <p>第3章 住民の生活安定のための緊急対策 (略)</p> <p>第4章 激甚災害の指定 (略)</p>	